

第 1 7 回成田市農業委員会総会議事録

平成 2 1 年 1 1 月 2 4 日

成 田 市 農 業 委 員 会

第 1 7 回 成 田 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

平成 2 1 年 1 1 月 2 4 日 成 田 市 役 所 6 階 中 会 議 室 に お い て 開 催
委員定数 2 9 名

◎ 出 席 委 員 (2 6 名)

議長	小 池 利 道		
1 番	海 保 博	17 番	石 井 賢 二
2 番	村 嶋 孝 志	18 番	西 野 潤 志 郎
3 番	鈴 木 清	20 番	岩 立 隆
4 番	仲 山 綾 夫	21 番	清 宮 茂 樹
5 番	菅 澤 一 郎	22 番	佐 久 間 勇
6 番	龍 崎 文 雄	23 番	岩 澤 貞 男
7 番	宇 佐 美 薫	24 番	小 林 典 男
8 番	鵜 澤 惠 治	25 番	吉 田 三 男
10 番	西 村 千 尋	26 番	大 里 操
11 番	荒 居 稔	27 番	秋 山 哲 也
12 番	金 岡 二 三 克	28 番	岡 野 政 男
14 番	宍 倉 日 出 夫	29 番	宮 野 茂
15 番	木 下 敏		

◎ 欠 席 委 員 (3 名)

9 番	根 本 喜 久 治	16 番	伊 藤 勝
13 番	石 原 輝 夫		

議 長

(午後1時開会)

これより第17回成田市農業委員会総会を開会いたします。
本総会の委員定数は29名で、本日の出席委員は26名、欠席委員は3名(9番・根本喜久治委員、13番・石原輝夫委員、16番・伊藤勝委員)でございます。

議案の審議に入るに先立ちまして、平成21年10月21日、第16回総会后、今総会までの農業委員会事務につきましては、お手元に配付してございます「諸般の報告」のとおりでございます。ご了承承願いたします。

(諸 般 の 報 告)

- 10月23日(金) 農業青年農政座談会
於 市役所6階 大会議室
出席者 小池会長、柿沼事務局長
- 10月27日(火) ブロック別農業委員研修会(香取・印旛地区)
於 大栄公民館
出席者 小池会長他委員27名
- 11月4日(水) 農業委員会先進地視察研修
～6日(金) 於 山形県 酒田市、天童市
出席者 小池会長他委員14名
- 11月6日(金) 千葉県農業経営基盤強化促進大会
於 青葉の森公園芸術文化ホール
出席者 海保職務代理他委員8名
- 11月11日(水) 運営委員会
於 市役所5階 501会議室
出席者 小池、海保、佐久間、龍崎、宍倉
鈴木、大里委員 以上7名
- 11月13日(金) 耕作放棄地解消事業(復元作業)
於 台方
出席者 宍倉委員他4名

- 1 1 月 1 5 日 (日) 耕作放棄地解消事業(復元作業)
於 北部
出席者 佐久間委員他 1 3 名
- 1 1 月 1 7 日 (火) 成田市都市計画審議会
於 市役所 6 階 中会議室
出席者 小池会長
- 1 1 月 1 7 日 (火) 男女共同参画フォーラム
於 成田市中央公民館
出席者 海保職務代理他委員 8 名
- 1 1 月 1 8 日 (水) 第 4 小委員会
於 市役所 5 階 5 0 3 会議室
出席者 鈴木、鶴澤、荒居、西野、宮野各委員、小池会長 以上 6 名
- 1 1 月 2 2 日 (日) 第 2 9 回成田市産業まつり農産物共進会表彰式
於 国際文化会館
出席者 小池会長
- 1 1 月 2 3 日 (月) 大栄ふるさとふれあい祭り
於 日本自動車大学校
出席者 大栄地区農業委員 8 名

次に、議事録署名人の指名を行います。慣例でございますので、議長において

議席番号 5 番 菅 澤 一 郎 委員

6 番 龍 崎 文 雄 委員

の両名を指名いたします。

また、書記には麻生主査を任命いたします。

それでは、本日提案されます議案及び報告につきましては、
議案第 1 号 あっせん委員の指名について
議案第 2 号 成田市標準小作料協議会規約を廃止するについて
議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 5 号 買受適格証明願いについて

議案第 6 号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願
いについて
議案第 7 号 平成 2 1 年度第 8 次農用地利用集積計画の決定につ
いて
報告第 1 号 専決処分について
報告第 2 号 農地法第 2 0 条第 6 項の規定による通知について
報告第 3 号 農地等の現況に関する照会について
以上、議案 7 件、報告 3 件でございます。

それでは、去る 1 1 月 1 8 日に開催いたしました第 4 小委員会にお
いて、本総会に提出される議案につきまして事前審査を行いました結
果について、鈴木第 4 小委員長よりご報告願います。

第 4 小委員長
(3 番 鈴木委員)

去る 1 1 月 1 8 日午後 1 時 3 0 分より 5 0 3 会議室におきまして、
石原委員、清宮委員が所用のため欠席のほか、他の委員出席のもと第
4 小委員会を開催いたしました。

本総会に提案される各議案につきまして、現地調査と事前審査を行
いました。提出されました議案は 7 議案、報告が 3 件でございます。

まず、3 ページの議案第 1 号、あっせん委員の指名について でご
ざいます。成田市農業委員会農地移動適正化あっせん基準に基づくあ
っせんの申出が 2 件ございました。これに伴いあっせんの実施及びあ
っせん委員の選出地区について協議いたしました。あっせんの実施に
ついて異議はございませんでした。また、あっせん委員については当
該地区の耕作事情、農家事情に精通していること、当該地区に買受候
補者がいない場合及び公平性を配慮し、豊住地区及び八生地区の委員
より指名いただくとのことで意見の一致をみました。

次に、5 ページの議案第 2 号、成田市標準小作料協議会規約を廃止
するについて でございます。農地法の改正により、標準小作料が廃
止されることに伴い、改正農地法施行日より成田市標準小作料協議会
規約を廃止するものです。さしたる質問もなく、採決の結果異議はご
ざいませでした。

次に、6 ページの議案第 3 号、農地法第 3 条の規定による許可申請
について でございます。売買が 4 件、交換が 1 件、贈与が 3 件、使
用貸借権の設定が 1 件ございました。売買の 4 番及び贈与の 1 番、2
番の譲受人につきましては、新規就農農家に該当するため、小委員会
にお呼びして面接調査を行いました。売買の 4 番の面接において、委
員より、意欲は十分に感じられるが、遠距離通作は大変だろうとの意
見もありましたが、異議はございませんでした。その他につきまして

は、さしたる質問もなく、採決の結果異議はございませんでした。

次に、11ページの議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。売買が3件、うち許可後の計画変更承認が1件、使用貸借権の設定が2件、賃借権の設定が6件、うち許可後の計画変更承認が3件ございました。

①売買については、貸駐車場(普通車12台)用地に転用したいとするものが1件、専用住宅用地に転用したいとするものが1件、許可後の計画変更承認は許可済地の一部を隣接の専用住宅用地として承継するため、転用面積を縮小したいとするものが1件です。

②使用貸借権の設定については、専用住宅用地として転用したいとするものが1件、宅地及び酪農施設への進入路用地に転用したいとするものが1件です。

③賃借権の設定については、駐車場(大型17台、普通車17台)用地に転用したいとするものが2件、市道吉岡前林線の東関東自動車道臼作歩道橋工事に伴う工事ヤード及び現場事務所用地として一時転用したいとするものが1件です。許可後の計画変更承認については、砂利採取計画の変更により、一時転用期間を延長し、搬出路用地として使用したいとするものが3件です。

さしたる質問もなく、採決の結果異議はございませんでした。

次に、26ページの議案第5号、買受適格証明願いについてでございます。4件の申請がございました。成田市の公売に参加するためのものが1件、千葉地方裁判所の競売に参加するためのものが3件ございました。いずれも農地法第3条に関連する「買受適格証明願い」の申請です。委員より2番について、申請人の通作距離についての問いがあり、10kmとのことでした。また、見積価格についての問いがあった他はさしたる質問もなく、採決の結果異議はございませんでした。

次に、28ページの議案第6号、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願いについてでございます。1件の申請がありました。平成元年9月頃から雑種地(空港内従業員及び旅行者の貸駐車場用地)として使用していたとしての証明願いです。さしたる質問もなく、採決の結果意義はございませんでした。

次に、30ページの議案第7号、平成21年度第8次農用地利用集積計画の決定についてでございます。利用権設定が29件、利用権設定の転貸が23件でございます。各筆の明細は34ページから45ページでございます。さしたる質問もなく、採決の結果、異議はございませんでした。

次に、46ページの報告第1号、専決処分について でございます。4条の届出が3件、5条の届出が7件、転用事実確認証明の4条が1件、5条が4件で、事務局長が専決処分した旨報告がありました。質問はございませんでした。

次に、52ページの報告第2号、農地法第20条第6項の規定による通知について でございます。5件の通知がございました。いずれも賃貸人、賃借人の双方の合意による解約でございます。質問はございませんでした。

次に、54ページの報告第3号、農地等の現況に関する照会について でございます。法務局からの照会が7件、税務署からの照会が1件ございました。質問はございませんでした。

以上、議案第1号から第7号及び報告第1号から第3号について、小委員会での事前審査の結果でございます。本総会でのより一層の慎重審議をお願いいたしまして小委員会の報告といたします。

議 長

ありがとうございました。それでは、これより議案の審議に入ります。3ページでございます。議案第1号、あっせん委員の指名について を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

(事務局長の挙手あり)

議 長

柿沼事務局長

事務局

3ページをお開き願います。議案第1号、あっせん委員の指名について でございます。

成田市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第7条の規定によりあっせんの申し出がありましたので、同法第8条、あっせんを行うことの適否決定及び同法第11条、あっせん委員の指名について提出をするものでございます。本あっせんの申出は第8条第1項第1号で農用地等の所有者から、農用地等の売渡し、貸付け、または交換の申出があった場合に該当しております。また、第8条の決定のご承認をいただきますと、同法第11条、あっせん委員の指名等について、農業委員の中からあっせん委員を2名指名し、あっせんを行っていくものでございます。

1番、北羽鳥の■■さんより、北羽鳥の田4筆、南部の田3筆、合計5,487㎡の土地を売りたいと申し出がありました。

4ページをお開き願います。2番、竜台の■■さんより、竜台の田3筆、1,172.91㎡の土地を売りたいと申し出がありました。つきま

しては、あっせんの実施及びあっせん委員の指名について総会にお諮りするものでございます。なお、あっせん委員の選出については農家や耕作事情に精通しているあっせん農地地区の農業委員1名と、当該地区に買受候補者がいない場合及び公平性を考慮し、隣接地区の農業委員1名の計2名の指名をお願いするものでございます。また、1番の申し出の土地につきましては、北羽鳥地区でございますが、佐久間委員は認定農業者でございますので買受けの順位が上になってしまいますので、ご配慮をよろしくお願いいたします。以上で議案第1号、あっせんの実施及びあっせん委員の指名についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明でございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(議長一任の声あり)

議 長

議長一任の声がございましたので、1番については石井委員と清宮委員、2番につきましては佐久間委員と吉田委員にお願いしたいと思います。議案第1号、あっせん委員の指名について を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でございます。よって1番については石井委員と清宮委員、2番につきましては佐久間委員と吉田委員を指名いたします。

それでは5ページをお開き願います。議案第2号、成田市標準小作料協議会規約を廃止するについて を提案いたします。事務局の説明を願います。

(事務局長の挙手あり)

議 長

柿沼事務局長

事務局

5ページでございます。議案第2号、成田市標準小作料協議会規約を廃止するについて でございます。

成田市標準小作料協議会規約を農地法等の一部を改正する法律の施行により廃止したいので提出するものでございます。農地法の改正によりまして農地法第23条、小作料の標準額が削除され、代替措置

として農業委員会が賃借料の情報を提供するということとなりますので、成田市標準小作料協議会規約を農地法改正の施行日に廃止するものでございます。以上で議案第2号、成田市標準小作料協議会規約を廃止するについての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明でございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

27番 (秋山委員) 標準小作料の廃止により、今後はどのようになるのですか。

事務局 廃止に伴う代替措置として、農業委員会が賃借料の情報を提供することになりますので、協議会で説明をするためにA3が1枚、A4が1枚の資料をお配りしてありますが、情報提供の地区単位については、運営委員会でご承認をいただきました。これが平成20年1月から12月までの賃借料の額の平均額と最低額、最高額を示したものでございます。今後はホームページで公開し、窓口等でも明示させていただきます。来年になりましたら、平成21年1月から12月までの賃借料の統計を取り、それを公開いたします。標準小作料は無くなりますが、農業委員会で平均額、最低額、最高額の提示をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

27番 (秋山委員) 金額はどのように決めるのですか。

事務局 今までは各農業委員会で標準小作料を定め、その額で賃貸借の額を設定しているものと思いますが、今後はあくまでも賃貸人、賃借人が話し合っただけで決めていただく、その目安を作りなさいという法律ですので、農業委員会としては平均額、最低額、最高額を目安として示させていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長 他にございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしの声がございましたので、議案第2号、成田市標準小作料協議会規約を廃止するについて を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でございます。よって議案第2号は可決されました。

それでは6ページをお開き願います。議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について を提案いたします。事務局の説明を願います。

(事務局長の挙手あり)

議 長

柿沼事務局長

事務局

6ページをお開き願います。議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について でございます。

①売買でございます。4件の申請がございました。

1番、譲受人である北羽鳥の■■さんが、譲渡人である北羽鳥の■■さんが所有する北部の田1筆 115㎡について、自作地に隣接しており耕作に便利のため取得したいという申請でございます。譲渡人の事由は相手方の要望によるものでございます。申請地は成田北部土地改良区の受益地であり農地法第3条許可申請について、差し支えない旨の意見書及び取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

2番、譲受人である大袋の■■さんが、譲渡人である江弁須の■■さんが所有する江弁須の田2筆 2,331㎡について、農業経営の規模拡大のため取得したいという申請でございます。また、譲渡人の事由は、高齢のため離農するものです。取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

3番、譲受人である宝田の■■さんが、譲渡人である宝田の■■さんが所有する宝田の田1筆 3,000㎡について、農業経営の規模拡大のため取得したいという申請でございます。譲渡人は、後継者がいないため、農業経営の規模を縮小したいというものです。申請地は根本名川土地改良区の受益地であり農地法第3条許可申請について、差し支えない旨の意見書及び取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

4番、譲受人である東京都江戸川区南葛西の■■さんが、譲渡人である十余三の■■さんが所有する七沢の畑4筆 合計10,689㎡について、新規就農をして農作物を直営売店で販売するため取得したいという申請でございます。譲渡人の事由は相手方の要望によるもので

す。取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

8ページをお開き願います。

②交換でございます。1件の申請がございました。

1番、譲受人である囲護台1丁目の■■さんが、譲渡人である小泉の■■さんが所有する小泉の畑1筆 250㎡について、平成9年4月総会で3条交換の許可を受けましたが、譲渡人が交換を行う農地を分筆したことによる所有権移転もれの農地を取得するものでございます。譲渡人の理由は、交換を行う農地を分筆したことによる所有権移転もれの是正をするものでございます。

9ページでございます。

③贈与でございます。3件の申請がございました。

1番、譲受人である松崎の■■さんが、譲渡人である八千代市の■■さんが所有する松崎の畑2筆、田1筆、合計面積2,360㎡の持分3分の1について、兄より贈与を受けるものでございます。譲渡人の事由は、耕作できないため、弟に贈与するものでございます。申請地は印旛沼土地改良区の受益地であり農地法第3条許可申請について、差し支えない旨の意見書及び取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されてございます。

2番、同譲受人が、譲渡人である八千代市の■■さんが所有する松崎の田4筆、合計面積3,244㎡について、妹より贈与を受け、農業経営の拡大を図るものでございます。譲渡人の事由は、遠距離のため兄に贈与するものでございます。申請地は印旛沼土地改良区の受益地であり農地法第3条許可申請について、差し支えない旨の意見書及び取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されてございます。

3番、譲受人である茨城県稲敷郡河内町の■■さんが、譲渡人である茨城県稲敷郡河内町の■■さんが所有する高の田1筆 3,120㎡について、夫の父より贈与を受けるものでございます。また、譲渡人の事由は、子の妻に贈与するものでございます。取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

10ページをお開き願います。

④使用貸借権の設定でございます。1件の申請がございました。

1番、借受人である囲護台1丁目の■■さんが、貸付人である美郷台2丁目の■■さんが所有する小泉の畑3筆、合計面積3,011㎡について、父と使用貸借により権利を設定し、農業経営を行うという申請でございます。貸付人は高齢のため、子と使用貸借により権利を設定するものでございます。取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されてございます。以上で議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請の説明を終わらせていただきます。ご審議いただきますよう、よろ

しくお願いいたします。

議 長 事務局の説明でございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

5 番 売買の4番、新規就農者の■■さんですが、直売所はどこに持っているのですか。また、七沢の土地は現在、梨畑ですが、梨を撤去して普通畑にするのですか。

事務局 直売所は江戸川区南葛飾4-6-7と江戸川区臨海町3-31の2ヶ所にあります。そこで千葉県産の農産物をアピールしたいということです。次に、「現地は梨畑では。」との質問についてですが、現地は梨畑の隣でございます。

5 番 梨を作っているはずだが。
(菅澤委員)

事務局 それは隣接地ではございませんか。

6 番 私は譲渡人を知っているので、電話で確認したのですが、この畑は競売で落としたものですが、梨の木の持ち主が別の人であったのでいろいろともめたとのこと。そんなこともあり、梨の木は全て伐採したとのことでした。

事務局 龍崎委員の説明もありましたが、隣接地には梨畑がありますが、申請地は雑草が生えている状態です。

議 長 他にございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしの声がございましたので、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。よって議案第3号は可決されました。それでは、11ページをお開き願います。議案第4号、農地法第5

条の規定による許可申請について を提案いたします。事務局の説明を願います。

(事務局長の挙手あり)

議 長

柿沼事務局長

事務局

1 1 ページでございます。議案第 4 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について でございます。

①売買でございます。3 件の申請がございました。

1 番、譲受人である福岡県福岡市の株式会社コーシン 代表取締役牛島護巖さんが、譲渡人である並木町の■■さんが所有する駒井野の田 1 筆 408 m²を売買により譲り受け、貸駐車場用地に転用したいという申請でございます。譲受人は平成元年より申請地周辺で貸駐車場(約 8 0 0 0 坪、1, 0 0 0 台)業務を行っており、今後の空港利用者の増加に対応するため駐車場を拡張したいというものでございます。1 3 ページに公図の写しがございます。申請地は国道 2 9 5 号を空港方面に向かい、ホテルヒルトン成田の先、約 1. 2 k m を直進したところを左折した駐車場と取香川に挟まれた土地でございます。

2 番、譲受人である三里塚光ヶ丘の■■さんが、譲渡人である十余三の■■さんが所有する吉岡の畑 2 筆 115.66 m²のうち 12.93 m²を売買により譲り受け、専用住宅用地に転用したいという申請でございます。1 4 ページに公図の写しがございます。申請地は国道 5 1 号を香取市方面に向かい、吉岡の岡葉流通センター前を左折し、市道 1 0 0 2 号線を 4 0 0 m ほど直進した右側の土地でございます。

次に 1 2 ページをお開き願います。許可後の計画変更承認でございます。

3 番、承継人である三里塚光ヶ丘の■■さんが、当初事業計画人である十余三の■■さんが所有する吉岡の畑 4 筆 515.66 m²のうち 12.93 m²について、許可済地の一部を専用住宅用地として承継するため、当初許可の専用住宅用地、畑 4 筆 515.66 m²を变更后専用住宅用地、畑 3 筆 503.84 m²に転用面積を縮小するものです。計画変更理由は、当初計画人である■■さんは、平成 1 6 年 7 月 1 5 日農地法第 5 条許可専用住宅用地で許可済みになりましたが、事情により建築工事は延期となり未着工となっております。今後の建築計画に影響の無い軽微な数量であったため承継人に譲渡するものでございます。1 4 ページに公図の写しがございます。申請地は先程の 2 番の土地の隣接地でございます。

次に15ページをお開き願います。

②使用貸借権の設定でございます。2件の申請がございました。

1番、借受人である大竹の■■さんが、貸付人である大竹の■■さんが所有する大竹の畑1筆 241㎡を借り受けて、専用住宅用地に転用したいという申請でございます。借受人の■■さんと貸付人の■■さんは親子でございます。16ページに公図の写しがございます。申請地は県道安食バイパスを安食方面に向かい、上福田十字路を左折し、市道大竹豊住線を約400m直進し、市道大竹豊住線と市道松崎竜角寺線の十字路を右折しまして、約150m先を左折し、坂田ヶ池方面に降り、市道大竹上福田線に入り約50m下りたところの左側の土地でございます。

2番、借受人である匝瑳市の■■さんが、貸付人である香取郡多古町の■■さんが所有する前林の畑2筆 計48㎡を借り受けて、宅地及び酪農施設への進入路用地に転用したいという申請でございます。申請地は農振農用地区域でありましたが、平成21年10月22日、農用地区域から除外済みでございます。17ページに公図の写しがございます。申請地は主要地方道成田小見川鹿島港線を香取市方面に向かい、多良貝交差点より3.5km先、多良貝交差点より2つ目の信号を左折し、市道伊能赤池線を約300mほど進んだ右側の土地でございます。また、前林1136番70につきましては、既に宅地進入路として利用しており、始末書が添付されてございます。また、17ページの公図をご覧くださいとわかりますが、今回の申請地の奥につきましては、多古町の農地でございます。

続きまして18ページをお開き願います。

③賃借権の設定でございます。6件の申請がございました。

1番、2番は賃借人が同じでございますので、一括説明させていただきます。

1番、賃借人である印旛郡酒々井町の有限会社林建材土木 代表取締役 林耕壽さんが、賃貸人である吉倉の■■さんが所有する吉倉の田1筆 1,381㎡を借り受けて、駐車場用地に転用したいという申請でございます。現地は既に駐車場として使用されており、始末書が添付されております。

2番、同賃借人が、賃貸人である吉倉の■■さんが所有する吉倉の田1筆 823㎡を借り受けて、駐車場用地に転用したいという申請でございます。申請地は既に駐車場として使用しており、始末書が添付されております。22ページに公図の写しがございます。申請地は国道51号を寺台から右折し、成田法ヶ塚線を1km進み、成田クリーンヒルの反対側の成田法ヶ塚線に隣接した土地でございます。

続きまして19ページでございます。

3番、賃借人である長野県長野市のトライアン株式会社 代表取締役 松橋幹生さんが、賃貸人である松子の■■さんが所有する臼作の畑1筆 5,828 m²のうち3,696.08 m²を借り受けて、市道吉岡前林線の東関東自動車道臼作歩道橋工事に伴う工事ヤード及び現場事務所用地として一時転用したいという申請でございます。なお、農地転用許可申請を行う前に転用しており、始末書及び一時転用完了後は農地に復元する旨の確約書が添付されてございます。転用期間は平成22年1月31日まででございます。23ページに公図の写しがございます。申請地は国道51号を香取市方面に向かい、吉岡の大栄診療所入口を診療所方面に右折し、吉岡水の上線を150m進んだ所を左折し、吉岡前林線を大栄保育園方面に800mほど進んだ左側の土地でございます。

続きまして20ページをお開き願います。

許可後の計画変更承認でございます。3件の申請がございました。4番から6番までは、砂利採取計画の変更により砂利採取に伴う搬出路用地としての一時転用期間を延長したいというもので、関連してございますので一括説明とさせていただきます。

4番、賃借人である十余三のオバタ総業株式会社 代表取締役 小幡照雄さんが、賃貸人である奈土の■■さんが所有する奈土の畑1筆528 m²のうち64.84 m²を借り受けて、砂利採取計画の変更により砂利採取に伴う搬出路用地として、平成22年11月30日まで一時転用期間を延長したいという申請でございます。

5番、同じく同社が、賃貸人である奈土の■■さんが所有する奈土の畑3筆、田2筆、合計5筆 3,712 m²のうち889.37 m²を借り受けて、砂利採取計画の変更により砂利採取に伴う搬出路用地として、平成22年11月30日まで一時転用期間を延長したいという申請でございます。

6番、同じく同社が、賃貸人である奈土の■■さんが所有する奈土の田2筆、計1,113 m²のうち387.99 m²を借り受けて、砂利採取計画の変更により砂利採取に伴う搬出路用地として、平成22年11月30日まで一時転用期間を延長したいという申請でございます。また、一時転用完了後は農地に復元する旨の確約書が添付されてございます。申請地は国道51号を香取市方面に向かい、伊能交差点を左折し、県道郡停車場大須賀線を7kmほど進んだ右側に搬出路がございます。24ページの斜線の部分でございます。また、その搬出路から80mほど進み、市道1050号線に入り約300m程進んだ左側の搬出路で25ページの公図の斜線部分でございます。以上で議案第4

号、農地法第5条の規定による許可申請の説明を終わらせていただきます。ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明でございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

29番 (宮野委員) 賃借権の設定の4番から6番についてですが、農地の復元についてはどのような担保を取っておられるのですか。

事務局 ただいまのご質問にお答えいたします。現状に復さなかった場合についてですが、工事が完了した場合は、農業委員会に農地復元報告書の提出義務があり、その場合は事務局職員によって復元されたか、されていないかを確認しております。復元されない場合は、農業委員会より元に戻すように指導しております。補償金等につきましては周知してございません。以上でございます。

議 長 他にございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしの声がございましたので、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。よって議案第4号は可決されました。

次に26ページでございます。議案第5号、買受適格証明願いについて でございます。事務局の説明を願います。

(事務局長の挙手あり)

議 長 柿沼事務局長

事務局 それでは26ページをお開き願います。議案第5号、買受適格証明願いについて でございます。成田市の公売に参加するために「買受適格証明願い」の申請が1件、千葉地方裁判所の競売に参加したため、「買受適格証明願い」の申請が3件ありました。また、この4件

につきましては、買受適格証明書の交付を受けた申請者が「売却決定」を受け、「売却決定通知書」を交付された申請人となり、農地法第3条許可申請書の提出があった場合には、当該証明書の交付時と申請内容が異なる場合を除き農地法第3条許可書を交付することとしてよろしいか併せてご審議をいただくものでございます。

1番、北部の■■さんですが、南部の田1筆、安西の田2筆、計3筆 合計面積2,710㎡について、成田市の公売に参加したいため、「買受適格証明願ひ」の申請がなされたものでございます。申請事由につきましては、南部135番1については小作地であり、他は自宅に近く、耕作に便利のため取得したいというものでございます。

2番、香取市の■■さんですが、横山の畑1筆 3,077㎡について、千葉地方裁判所の競売に参加したいため、「買受適格証明願ひ」の申請がなされたものでございます。

3番、水の上の■■さんですが、水の上の畑1筆 2,112㎡について、千葉地方裁判所の競売に参加したいため、「買受適格証明願ひ」の申請がなされたものでございます。申請事由は自宅から近く、耕作に便利のため取得したいとするものでございます。

続きまして4番、伊能の■■さんですが、水の上の畑1筆 2,112㎡について、千葉地方裁判所の競売に参加したいため、「買受適格証明願ひ」の申請がなされたものでございます。申請事由は農業経営の拡大のため取得したいというものでございます。以上で議案第5号、買受適格証明願ひについての説明を終わらせていただきます。ご審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の説明でございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしの声がございましたので、議案第5号、買受適格証明願ひについて を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。よって議案第5号は可決されました。

次に28ページでございます。議案第6号、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願ひについて を提案いたします。事務局の説明を願ひます。

(事務局長の挙手あり)

議 長

柿沼事務局長

事務局

それでは28ページでございます。議案第6号、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願いについてでございます。農地の地目変更登記は農地法の許可に基づいた転用事実確認証明書を添付しないと原則できないこととなっております。今回の申請は農地を農地法の所定の許可を得ないまま20年以上経過し、この間、農地法第83条の2の規定による違反転用の処分を受けていない土地についての証明願いでございます。

1番、申請人である取香の■■■さんが、天神峰の登記地目 畑、現況雑種地、1筆 2,558㎡について、平成元年9月頃から空港内従業員及び旅行者の貸駐車場用地として使用していたものです。所定の許可を得ないまま20年以上経過しており、その証明として平成元年の航空写真で利用状況が確認できます。また、今回20年以上経ちましたので、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願いが提出されたものでございます。29ページに公図の写しがございます。申請地は主要地方道成田小見川鹿島港線を香取市方面に向かい、日航ホテルより300mほど先の信号を渡り、50m直進したところを左折し、100m先の左側で第2滑走路の脇の土地でございます。以上で議案第6号、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願いについての説明を終わらせていただきます。ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明でございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がございましたので、議案第6号、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願いについて を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でございます。よって議案第6号は可決されました。

次の議案第7号につきましては、農業委員会等に関する法律第24

条議事参与の制限の規定により、鵜澤恵治委員は議事に参与できませんので暫時退席願います。

(8番 鵜澤恵治委員 退席)

議 長

30ページでございます。議案第7号、平成21年度第8次農用地利用集積計画の決定について を提案いたします。事務局の説明を願います。

(事務局長の挙手あり)

議 長

柿沼事務局長

事務局

それでは30ページをお開き願います。議案第7号、平成21年度第8次農用地利用集積計画の決定について でございます。31ページをご覧下さい。成田市長より農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、別紙のとおり協議がありましたので提出するものでございます。設定状況の概略につきまして、32ページをお開き願います。総括表によりご説明させていただきます。

1-1利用権の設定でございます。賃借権の設定による契約期間3年のものは契約面積14,122㎡で田7筆、同面積でございます。同じく契約期間4年のものは契約面積3,634㎡で田2筆、2件でございます。これも面積は同じでございます。契約期間5年のものは契約面積4,800㎡で田1筆、1件、2,300㎡、畑1筆、1件、2,500㎡でございます。同じく、契約期間6年のものは契約面積24,072㎡、田14筆、7件、24,072㎡でございます。同じく、契約期間7年のものは契約面積2,498㎡で田3筆、1件、2,498㎡でございます。続きまして、契約期間10年のものは契約面積82,051㎡で田56筆、15件、79,476㎡、畑5筆、1件、2,575㎡でございます。合計契約面積は131,177㎡、田83筆、27件、126,102㎡、畑6筆、2件、5,075㎡でございます。そのうち、新規設定が44,532㎡、田34筆、7件、42,032㎡、畑1筆、1件、2,500㎡でございます。また、再設定は、契約面積が86,645㎡、田49筆、20件、84,070㎡、畑5筆、1件、2,575㎡でございます。

続きまして33ページをお開き願います。

1-2利用権の設定(転貸)でございます。農地保有合理化法人であります、かとり農業協同組合及び成田市農業センターが借り受けた農地を貸付するものでございます。賃借権の設定による契約期間が3

年のものは契約面積 14,122 m²、田 7 筆、1 件、同じく 14,122 m²でございます。同じく契約期間が 4 年のものは契約面積 3,634 m²、田 2 筆、2 件、同じく 3,634 m²でございます。同じく契約期間が 6 年のものは契約面積 14,414 m²、田 10 筆、5 件、同じく 14,414 m²でございます。同じく契約期間が 7 年のものは契約面積 2,498 m²、田 3 筆、1 件、2,498 m²でございます。同じく契約期間が 10 年のものは契約面積 76,636 m²、田 55 筆、14 件、76,636 m²でございます。合計契約面積は 111,304 m²、田 77 筆、23 件、111,304 m²でございます。そのうち、新規設定につきましては、39,732 m²、田 33 筆、6 件、39,732 m²でございます。また、再設定につきましては、71,572 m²、田 44 筆、17 件、71,572 m²でございます。なお、詳細につきましては、34 ページから 45 ページの農用地利用集積計画の一覧表に示されているとおりでございます。以上で議案第 7 号、平成 21 年度第 8 次農用地利用集積計画の決定についての説明を終わらせていただきます。ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明でございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしの声がございましたので、議案第 7 号、平成 21 年度第 8 次農用地利用集積計画の決定について を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。よって議案第 7 号は承認されました。

(8 番 鵜澤恵治委員 着席)

議 長 次に、46 ページでございます。報告第 1 号、専決処分について でございます。事務局の説明をお願いします。

(事務局長の挙手あり)

議 長 柿沼事務局長

事務局 それでは 46 ページをお開き願います。報告第 1 号、専決処分につ

いて でございます。成田市農業委員会事務局処務規程第7条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、これを報告いたします。47ページでございます。①農地法第4条の規定による届出でございます。3件の届出がございました。48ページをお開き願います。②農地法第5条の届出でございます。48ページ、49ページに7件の届出がございました。次に50ページをお開き願います。③転用事実確認証明でございます。4条で1件の証明願いがございました。次に51ページをお開き願います。5条で4件の証明願いがございました。いずれも、内容等につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め、完備しておりましたので事務局長専決により受理通知及び転用事実確認証明書を交付いたしましたので報告いたします。以上でございます。

議 長

事務局の説明でございましたが、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

質問等無いようですので、報告第1号は終了させていただきます。

次に、52ページでございます。報告第2号、農地法第20条第6項の規定による通知について でございます。事務局の説明を願います。

事務局

それでは52ページをお開き願います。報告第2号、農地法第20条第6項の規定による通知について でございます。農地法第20条第6項の規定による通知がありましたので報告いたします。5件の通知がございました。借借人及び賃貸人双方の合意に基づく合意解約の通知でございます。添付書類も完備しておりましたので、書類を受理いたしましたので報告するものでございます。以上でございます。

議 長

事務局の説明でございましたが、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

質問等無いようですので、報告第2号は終了させていただきます。次に、54ページでございます。報告第3号、農地等の現況に関する照会について でございます。事務局の説明を願います。

(事務局長の挙手あり)

議 長

柿沼事務局長

事務局

それでは54ページをお開き願います。報告第3号、農地等の現況に関する照会についてでございます。千葉地方法務局成田出張所より6件、香取支局より1件、及び千葉東税務署より1件、合計8件の農地等の現況に関する照会がありましたので、農業委員が現地調査を行いました結果、54ページから55ページに記載内容のとおり回答をいたしましたので報告をいたします。以上でございます。

議 長

事務局の説明でございましたが、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

質問等無いようですので、報告第3号は終了させていただきます。

以上をもちまして、議案の審議を終了いたします。
慎重審議、誠にありがとうございました。

(午後2時20分閉会)